

# 令和 6 年第 1 回神奈川県議会定例会議案

(令和 5 年度予算)



目 次		
議 案 番 号	件 名	ペー ジ
定県第 133 号議案	令和5年度神奈川県一般会計補正予算（第6号）	1
	第1表 歳入歳出予算補正	2
	第2表 繰越明許費追加	8
	第3表 繰越明許費変更	15
	第4表 継続費変更	16
	第5表 地方債変更	19
定県第 134 号議案	同 年度神奈川県 市町村自治振興事業会計補正予算（第1号）	21
定県第 135 号議案	同 年度神奈川県 公債管理特別会計補正予算（第1号）	23
定県第 136 号議案	同 年度神奈川県 地方消費税清算会計補正予算（第1号）	25
定県第 137 号議案	同 年度神奈川県 災害救助基金会計補正予算（第1号）	27
定県第 138 号議案	同 年度神奈川県 水源環境保全・再生事業会計補正予算（第2号）	29
定県第 139 号議案	同 年度神奈川県 介護保険財政安定化基金会計補正予算（第1号）	33
定県第 140 号議案	同 年度神奈川県 国民健康保険事業会計補正予算（第1号）	35
定県第 141 号議案	同 年度地方独立行政法人 神奈川県立病院機構資金会計補正予算（第1号）	37
定県第 142 号議案	同 年度神奈川県 県営住宅事業会計補正予算（第2号）	41
定県第 143 号議案	同 年度神奈川県 流域下水道事業会計補正予算（第1号）	47
定県第 144 号議案	同 年度神奈川県 電気事業会計補正予算（第2号）	49



## 令和5年度神奈川県一般会計補正予算（第6号）

令和5年度神奈川県一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,259億4,216万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2兆1,891億4,386万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費追加」による。

2 繰越明許費の変更は、「第3表 繰越明許費変更」による。

（継続費の補正）

第3条 継続費の変更は、「第4表 継続費変更」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第5表 地方債変更」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		千円 1,337,584,102	千円 8,310,342	千円 1,345,894,444
	1 県 民 税	379,363,674	20,977,557	400,341,231
	2 事 業 税	335,937,835	4,923,088	340,860,923
	3 地 方 消 費 税	446,291,577	△22,801,149	423,490,428
	4 不 動 産 取 得 税	29,085,576	2,514,641	31,600,217
	5 県 た ば こ 税	9,652,717	208,467	9,861,184
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,610,460	△3,356	1,607,104
	7 軽 油 引 取 税	39,987,767	△527,365	39,460,402
	8 自 動 車 税	95,591,696	2,842,629	98,434,325
	9 狩 猟 税	14,891	△232	14,659
	10 旧 法 に よ る 税	47,909	176,062	223,971
2 地 方 譲 与 税		178,332,328	△1,512,825	176,819,503
	1 特別法人事業譲与税	175,668,809	△1,528,897	174,139,912
	2 地方揮発油譲与税	1,525,291	14,160	1,539,451
	3 石油ガス譲与税	45,053	692	45,745
	4 自動車重量譲与税	943,334	1,220	944,554
3 地方特例交付金		4,500,000	△193,030	4,306,970
	1 地方特例交付金	4,500,000	△193,030	4,306,970
4 地方交付税		104,164,121	48,419,334	152,583,455
	1 地方交付税	104,164,121	48,419,334	152,583,455
6 分担金及び負担金		349,600	△25,371	324,229
	1 分 担 金	29,650	△6,052	23,598

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 負担金	319,950 <sup>千円</sup>	△19,319 <sup>千円</sup>	300,631 <sup>千円</sup>
7 使用料及び手数料		30,267,386	△1,914,217	28,353,169
	1 使用料	17,166,273	△592,620	16,573,653
	2 手数料	2,460,747	△101,185	2,359,562
	3 証紙収入	10,640,366	△1,220,412	9,419,954
8 国庫支出金		373,134,702	△176,660,539	196,474,163
	1 国庫負担金	68,241,718	△1,607,750	66,633,968
	2 国庫補助金	302,341,544	△174,925,815	127,415,729
	3 委託金	2,551,440	△126,974	2,424,466
9 財産収入		3,088,310	1,479,675	4,567,985
	1 財産運用収入	2,008,492	△132,834	1,875,658
	2 財産売却収入	1,079,818	1,612,509	2,692,327
10 寄附金		244,394	454,940	699,334
	1 寄附金	244,394	454,940	699,334
11 繰入金		118,207,035	△33,566,174	84,640,861
	1 特別会計繰入金	1,525,858	76,836	1,602,694
	2 基金繰入金	116,681,177	△33,643,010	83,038,167
12 繰越金		4,549,352	22,181,128	26,730,480
	1 繰越金	4,549,352	22,181,128	26,730,480
13 諸収入		29,292,704	4,690,569	33,983,273
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,113,427	△242,020	1,871,407
	3 貸付金元利収入	1,561,938	25,755	1,587,693
	4 受託事業収入	7,616,176	△6,455,887	1,160,289
	5 収益事業収入	8,898,401	△1,130,581	7,767,820

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 負担交付収入	6,254,889 <sup>千円</sup>	△128,069 <sup>千円</sup>	6,126,820 <sup>千円</sup>
	7 事業収入	97,662	4,118	101,780
	8 受講料収入	36,427	△795	35,632
	9 立替収入	948,951	△4,564	944,387
	10 福利厚生収入	200,625	△27,004	173,621
	11 徴収取扱収入	39,004	△1,003	38,001
	12 雑収入	1,521,204	12,650,619	14,171,823
14 県	債	130,072,000	2,394,000	132,466,000
	1 県債	130,072,000	2,394,000	132,466,000
歳入合計		2,315,086,034	△125,942,168	2,189,143,866



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,835,404 <sup>千円</sup>	△87,869 <sup>千円</sup>	3,747,535 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	3,835,404	△87,869	3,747,535
2 総 務 費		418,817,150	71,142,242	489,959,392
	1 政 策 費	7,765,913	319,917	8,085,830
	2 市 町 村 振 興 費	4,142,601	△498,065	3,644,536
	3 選 挙 費	2,218,187	△392,927	1,825,260
	5 統 計 調 査 費	764,790	△49,380	715,410
	6 総 務 管 理 費	52,676,835	71,190,154	123,866,989
	7 徴 税 費	324,683,946	1,910,710	326,594,656
	8 安 全 防 災 費	14,787,850	△869,146	13,918,704
	9 国 際 文 化 観 光 費	6,620,355	△118,508	6,501,847
	10 ス ポ ー ツ 費	3,515,796	△38,147	3,477,649
	11 青 少 年 費	843,665	△312,366	531,299
3 環 境 費		10,785,619	△252,847	10,532,772
	1 環 境 管 理 費	8,450,875	△23,466	8,427,409
	2 環 境 保 全 対 策 費	1,016,705	△64,479	952,226
	3 自 然 保 護 費	1,318,039	△164,902	1,153,137
4 民 生 費		364,793,283	△1,960,322	362,832,961
	1 社 会 福 祉 費	16,275,728	△63,342	16,212,386
	2 障 害 福 祉 費	80,424,545	1,774,802	82,199,347
	3 老 人 福 祉 費	150,340,751	△4,661,095	145,679,656
	4 生 活 保 護 費	8,742,252	2,507,862	11,250,114
	5 児 童 福 祉 費	109,010,007	△1,518,549	107,491,458

款	項	補正前の額	補正額	計
5 衛生費		千円 431,940,812	千円 △163,143,487	千円 268,797,325
	1 公衆衛生費	227,550,137	△160,772,199	66,777,938
	2 環境衛生費	2,612,877	△196,440	2,416,437
	3 保健所費	521,886	△5,326	516,560
	4 医薬費	186,567,538	△2,257,647	184,309,891
	5 病院費	14,688,374	88,125	14,776,499
6 労働費		7,527,306	△66,127	7,461,179
	2 職業訓練費	2,127,272	△61,041	2,066,231
	3 雇用対策費	379,516	△3,286	376,230
	4 労働委員会費	267,126	△1,800	265,326
7 農林水産業費		18,643,545	△2,448,707	16,194,838
	1 農業費	2,434,176	△860,994	1,573,182
	2 畜産業費	1,220,152	△201,106	1,019,046
	3 農地費	2,311,119	△219,027	2,092,092
	4 林業費	9,539,941	△668,768	8,871,173
	5 水産業費	3,138,157	△498,812	2,639,345
8 商工費		42,450,844	△8,223,671	34,227,173
	1 商工総務費	25,055,339	△5,281,227	19,774,112
	2 工業費	5,415,374	△329,632	5,085,742
	3 商工金融費	11,980,131	△2,612,812	9,367,319
9 土木費		111,257,231	△6,714,743	104,542,488
	1 土木管理費	11,521,779	△261,172	11,260,607
	2 道路橋りょう費	42,127,202	△4,422,650	37,704,552
	3 河川海岸費	29,878,970	△1,366,656	28,512,314

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 都市行政費	3,466,975 <sup>千円</sup>	△248,083 <sup>千円</sup>	3,218,892 <sup>千円</sup>
	7 都市計画費	7,259,612	△363,502	6,896,110
	8 下水道費	3,175,574	△44,680	3,130,894
	9 住宅費	4,910,646	△8,000	4,902,646
10 警察費		205,508,270	△2,865,274	202,642,996
	1 警察管理費	195,240,100	△2,124,105	193,115,995
	2 警察活動費	10,268,170	△741,169	9,527,001
11 教育費		393,238,681	△6,877,212	386,361,469
	1 教育総務費	27,187,569	△795,708	26,391,861
	2 小学校費	81,892,736	△374,499	81,518,237
	3 中学校費	47,518,645	△1,538	47,517,107
	4 高等学校費	124,061,863	△3,790,728	120,271,135
	5 特別支援学校費	39,082,578	△663,032	38,419,546
	6 社会教育費	2,605,702	△125,207	2,480,495
	7 保健体育費	544,211	△14,629	529,582
	8 私学振興費	66,191,797	△1,136,230	65,055,567
	9 大学費	4,153,580	24,359	4,177,939
12 災害復旧費		1,543,559	△1,000,000	543,559
	2 公共土木施設 災害復旧費	1,020,000	△1,000,000	20,000
13 公債費		302,743,827	△3,444,151	299,299,676
	1 公債費	302,743,827	△3,444,151	299,299,676
歳出合計		2,315,086,034	△125,942,168	2,189,143,866

第 2 表 繰越明許費追加

款	項	事業名	金額
2 総務費			千円 686,149
	1 政策費		294,674
		総合計画進行管理費	18,365
		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返納金	276,309
	3 選挙費		1,003
		県議会議員及び知事選挙執行費	1,003
	6 総務管理費		187,766
		オフィス改革推進事業費	127,133
		県有施設長寿命化対策費	48,140
		県有財産活用推進費	12,493
	7 徴税費		7,363
		県税事務所等設備維持運営費	7,363
	8 安全防災費		113,343
		原子力災害対策事業費	92,070
総合防災センター維持運営費		21,273	
10 スポーツ費		82,000	
	スポーツ施設整備費	82,000	
3 環境費			379,380
	2 環境保全対策費		1,500
		産業廃棄物最終処分場管理費	1,500
	3 自然保護費		377,880
		古都及び緑地保全事業費	180,257

款	項	事業名	金額
		自然公園施設整備費	197,623
4 民生費			3,036,608
	2 障害福祉費		57,647
		障害者総合支援法等施行事務費	5,500
		障害者地域活動支援事業費	52,147
	3 老人福祉費		2,950,755
		介護ロボット普及推進事業費	26,483
		民間老人福祉施設運営費補助	2,747,250
		民間老人福祉施設整備費補助	91,800
		介護施設整備費補助	85,222
	5 児童福祉費		28,206
		児童相談所費	24,510
		安心こども交付金事業費	3,696
5 衛生費			2,003,926
	1 公衆衛生費		1,832,290
		新型コロナウイルス感染症対策費	1,832,290
	2 環境衛生費		171,636
		生活基盤施設耐震化等事業費補助	171,636
6 労働費			7,360
	2 職業訓練費		7,360
		職業技術校機械整備費	7,360
7 農林水産業費			3,556,878

款	項	事業名	金額
	1 農業費		千円 100,131
		横浜農業合同庁舎新築工事推進費	4,895
		国際園芸博覧会会場建設費補助	77,472
		病虫害防除事業費	2,804
		農業技術センター維持運営費	14,960
	2 畜産業費		37,816
		畜産技術振興費	1,382
		家畜防疫対策倉庫整備事業費	36,434
	3 農地費		1,277,808
		土地改良事業調査費	7,599
		土地改良施設危険防止対策事業費	9,000
		農業水利施設予防保全事業費	171,513
		県営かんがい排水事業費	86,301
		県営ほ場整備事業費	38,580
		農村振興整備事業費	49,565
		農道整備事業費	758,000
		農業用施設防災対策事業費	105,250
		湛水防除事業費	52,000
	4 林業費		912,506
		県有林事業費	4,466
		林道開設事業費	45,161
		林道改良事業費	353,600

款	項	事業名	金額
		林道安全対策事業費	6,497
		林道維持費	25,080
		治山事業費	477,702
	5 水産業費		1,228,617
		漁場取締船浮棧橋更新工事費	76,160
		水産技術センター維持運営費	2,490
		水産技術センター試験研究費	10,847
		県営漁港整備事業費	429,920
		市町営漁港整備事業費	335,750
		漁場整備事業費	373,450
8 商工費			1,949,628
	1 商工総務費		1,938,928
		中小企業・小規模企業再起支援事業費補助	1,092,216
		かながわスマートエネルギー計画推進事業費	846,712
	2 工業費		10,700
		中小製造業脱炭素推進費	10,700
9 土木費			14,103,938
	2 道路橋りょう費		7,939,769
		道路企画計画調査費	7,125
		道路補修費	343,177
		道路災害防除事業費	1,637,978
		電線地中化促進事業費	616,523

款	項	事業名	金額
		街路樹維持事業費	9,000
		道路改良費	2,511,303
		立体交差事業費	61,851
		街路整備費	2,752,812
	3 河川海岸費		3,506,794
		河川管理費	83,105
		城山ダム管理費	4,887
		三保ダム管理費	81,304
		河川環境整備事業費	27,149
		河川修繕費	1,742,427
		水防情報基盤緊急整備事業費	729,803
		都市基盤河川改修費	287,342
		受託河川事業費	69,383
		水防演習費	2,920
		海岸補修費	107,352
		海岸高潮対策費	334,122
		砂防林事業費	37,000
	4 砂防費		447,673
		砂防施設改良費	174,304
		急傾斜地施設改良費	105,719
		砂防環境整備費	4,530
		地すべり対策事業費	112,120



款	項	事業名	金額
		宅地造成及び特定盛土等規制法関連事業費	千円 51,000
	5 港湾費		60,572
		港湾修築費	60,572
	6 都市行政費		45,329
		総合都市交通体系整備推進費	6,300
		県央・湘南都市圏整備構想推進費	19,029
		ホームドア設置促進事業費補助	20,000
	7 都市計画費		2,103,801
		都市再開発事業費	1,019,310
		政令市市街地再開発臨時補助金	4,833
		組合等区画整理事業費補助	247,400
		公園整備費	547,306
		都市公園整備費	284,952
10 警察費			4,464
	2 警察活動費		4,464
		刑事警察活動費	4,464
11 教育費			3,658,228
	1 教育総務費		1,661,088
		教育施設各所営繕費	829,718
		教育施設環境整備費	9,042
		学校施設長寿命化対策費	6,822
		県立学校トイレ整備費	301,126

款	項	事業名	金額
		県立学校空調設備整備費	514,380
	4 高等学校費		1,965,371
		県立高校改革事業費	66,333
		高等学校施設整備工事費	1,001,476
		高等学校施設整備工事設計調査費	63,305
		高等学校施設整備工事関連費	834,257
	5 特別支援学校費		31,769
		特別支援学校施設整備費	31,769
12 災害復旧費			64,125
	1 農林水産施設災害復旧費		64,125
		現年災害復旧費	64,125
合計			29,450,684

第 3 表 繰越明許費変更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
9 土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設等整備費	221,375	2,661,252
9 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう補修費	113,920	2,549,035
9 土木費	3 河川海岸費	河川改修事業費	285,000	10,754,498
9 土木費	3 河川海岸費	河川再生事業費	330,000	372,435
9 土木費	4 砂防費	防災砂防事業費	25,000	197,262
9 土木費	4 砂防費	通常砂防事業費	50,000	1,520,501
9 土木費	4 砂防費	急傾斜地崩壊対策事業費	266,000	2,638,341
9 土木費	5 港湾費	港湾補修費	70,000	523,206
10 警察費	1 警察管理費	警察施設各所営繕費	91,718	128,344
10 警察費	1 警察管理費	警察施設整備費	38,417	1,104,572

第 4 表 継続費変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	7 徴税費	藤沢合同庁舎設備棟新築工事設計費	19,700	4	5,300	15,900	4	5,300
				5	14,400		5	10,600
2 総務費	7 徴税費	藤沢合同庁舎設備棟新築工事費	645,000	5	31,000	936,000	5	31,000
				6	614,000		6	25,000
				7	-		7	880,000
2 総務費	11 青少年費	青少年センター舞台用エレベーター改修工事費	93,000	4	59,000	62,000	4	59,000
				5	34,000		5	3,000
4 民生費	5 児童福祉費	大和綾瀬地域児童相談所移転工事設計費	17,800	4	8,000	13,800	4	8,000
				5	9,800		5	5,800
5 衛生費	3 保健所費	平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事設計費	60,800	4	23,400	56,600	4	23,400
				5	37,400		5	33,200
7 農林水産業費	5 水産業費	三浦水産合同庁舎耐震補強工事費	215,000	4	86,000	178,000	4	86,000
				5	129,000		5	92,000
9 土木費	1 土木管理費	足柄上合同庁舎車庫等新築工事費	968,000	4	402,000	913,000	4	402,000
				5	566,000		5	511,000
10 警察費	1 警察管理費	多摩警察署改修工事費	766,000	5	306,000	922,000	5	306,000
				6	322,000		6	63,000
				7	138,000		7	387,000
				8	-		8	166,000
10 警察費	1 警察管理費	警察本部庁舎無停電電源装置更新工事費	888,000	4	537,000	778,000	4	537,000
				5	351,000		5	241,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
11 教育費	4 高等学校費	横浜緑ヶ丘高校整備工事費	千円	4	千円 348,000	千円	4	千円 348,000
			1,918,000	5	1,004,000	1,928,000	5	1,004,000
				6	566,000		6	576,000
11 教育費	4 高等学校費	旭高校整備工事費	376,000	5	91,000	419,000	5	91,000
				6	285,000		6	328,000
11 教育費	4 高等学校費	市ヶ尾高校整備工事費 (第2期)	691,000	4	79,000	635,000	4	79,000
				5	612,000		5	556,000
11 教育費	4 高等学校費	田奈高校整備工事費 (第2期)	718,000	4	101,000	580,000	4	101,000
				5	617,000		5	479,000
11 教育費	4 高等学校費	金井高校整備工事費 (第2期)	216,000	4	37,000	196,000	4	37,000
				5	179,000		5	159,000
11 教育費	4 高等学校費	橋本高校整備工事費	451,000	4	16,000	450,000	4	16,000
				5	435,000		5	434,000
11 教育費	4 高等学校費	相模原城山高校整備工事費 (第2期)	540,000	4	14,000	531,000	4	14,000
				5	526,000		5	517,000
11 教育費	4 高等学校費	上鶴間高校整備工事費 (第2期)	601,000	4	68,000	583,000	4	68,000
				5	533,000		5	515,000
11 教育費	4 高等学校費	横須賀高校整備工事費 (第2期)	493,000	4	73,000	484,000	4	73,000
				5	420,000		5	411,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
11 教育費	4 高等学校費	平塚工科高校整備工事費 (第2期)	534,000	3	19,000	472,000	3	19,000
				4	45,000		4	45,000
				5	470,000		5	408,000
11 教育費	4 高等学校費	小田原高校整備工事費	318,000	4	151,000	224,000	4	151,000
				5	167,000		5	73,000
11 教育費	4 高等学校費	茅ヶ崎高校整備工事費 (第2期)	609,000	4	120,000	588,000	4	120,000
				5	489,000		5	468,000
11 教育費	4 高等学校費	厚木王子高校整備工事費 (名称変更)	2,797,000	4	533,000	2,797,000	4	533,000
				5	2,264,000		5	1,292,000
				6	-		6	972,000
11 教育費	4 高等学校費	伊志田高校整備工事費 (第2期)	407,000	4	217,000	361,000	4	217,000
				5	190,000		5	144,000
11 教育費	4 高等学校費	寒川高校整備工事費 (第2期)	391,000	4	14,000	282,000	4	14,000
				5	377,000		5	268,000
11 教育費	5 特別支援学校費	中原支援学校整備工事費 (第2期)	908,000	4	427,000	839,000	4	427,000
				5	481,000		5	412,000

第 5 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(総務債) 電気自動車等整備 事業費	千円 25,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る公的資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。	千円 9,000	借入先 財務省、 銀行又は その他	年 5.0% 以内。 ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る公的資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。
(総務債) 庁舎等施設整備事 業費	3,012,000				借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。			
(環境債) 緑地保全等事業費	163,000	借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。			137,000			
(環境債) 自然公園施設整備 費	217,000				借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。			
(民生債) 電気自動車等整備 事業費	2,000	その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と			0			
(民生債) 社会福祉施設整備 費	553,000				借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。			
(衛生債) 平塚保健福祉事務 所秦野センター新 築工事費	119,000	その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と			115,000			
(農林水産業債) 電気自動車等整備 事業費	14,000				借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。			
(農林水産業債) 一般公共事業費	2,393,000	その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と			2,132,000			
(商工債) 庁舎等施設整備事 業費	720,000				借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。			
(土木債) 電気自動車等整備 事業費	28,000	その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と			17,000			
(土木債) 庁舎等施設整備事 業費	424,000				借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。			
(土木債) 一般公共事業費	32,557,000	その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と			28,673,000			
(土木債) 地方道路等整備事 業費	9,436,000				借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債すること ができる。			
(土木債) 河川等整備事業費	4,267,000	その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と			4,266,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(警察債) 警察施設整備事業費	千円 4,020,000	する短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円 4,212,000	する短期債をもって一時本起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
(教育債) 高等学校施設整備事業費	19,152,000		17,686,000					
(教育債) 特別支援学校施設整備事業費	481,000		411,000					
(教育債) 社会教育施設整備事業費	415,000		412,000					
(災害復旧債) 公共土木施設災害復旧費	349,000		18,000					
臨時財政対策債	50,000,000		58,901,000					
合計	130,072,000				132,466,000			



## 令和5年度神奈川県市町村自治振興事業会計 補正予算（第1号）

令和5年度神奈川県市町村自治振興事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市町村自治振興事業費			1,561,700 <sup>千円</sup>
	1 市町村振興事業費		1,561,700
		市町村振興資金貸付金	1,561,700

## 令和5年度神奈川県公債管理特別会計 補正予算（第1号）

令和5年度神奈川県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34億7,537万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,083億7,701万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理収入		千円 611,852,387	千円 △3,475,372	千円 608,377,015
	2 繰入金	468,674,289	△3,475,372	465,198,917
歳入合計		611,852,387	△3,475,372	608,377,015

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公債管理費		千円 611,852,387	千円 △3,475,372	千円 608,377,015
	1 公債費	611,852,387	△3,475,372	608,377,015
歳出合計		611,852,387	△3,475,372	608,377,015

## 令和5年度神奈川県地方消費税清算会計 補正予算（第1号）

令和5年度神奈川県地方消費税清算会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373億3,556万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,337億2,351万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 地方消費税清算収入		千円 871,059,078	千円 △37,335,563	千円 833,723,515
	1 地方消費税収入	455,328,843	△19,612,337	435,716,506
	2 地方消費税 清算金収入	415,730,235	△17,723,226	398,007,009
歳 入 合 計		871,059,078	△37,335,563	833,723,515

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 地方消費税清算費		千円 871,059,078	千円 △37,335,563	千円 833,723,515
	1 地方消費税清算費	871,059,078	△37,335,563	833,723,515
歳 出 合 計		871,059,078	△37,335,563	833,723,515

## 令和5年度神奈川県災害救助基金会計 補正予算（第1号）

令和5年度神奈川県災害救助基金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,203万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 災 害 救 助 基 金		千円 546,698	千円 △4,659	千円 542,039
	1 財 産 収 入	5,659	△4,659	1,000
歳 入 合 計		546,698	△4,659	542,039

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 災 害 救 助 費		千円 546,698	千円 △4,659	千円 542,039
	2 財 産 費	5,659	△4,659	1,000
歳 出 合 計		546,698	△4,659	542,039



## 令和5年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計 補正予算（第2号）

令和5年度神奈川県水源環境保全・再生事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,326万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,471万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水源環境保全・再生 事業収入		千円 9,377,987	千円 △463,268	千円 8,914,719
	2 寄 附 金	130	2,255	2,385
	3 繰 入 金	9,377,621	△467,690	8,909,931
	5 繰 越 金	—	2,167	2,167
歳 入 合 計		9,377,987	△463,268	8,914,719

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 水源環境保全・再生 事業費		千円 9,377,987	千円 △463,268	千円 8,914,719
	1 保全・再生事業費	4,970,514	△598,246	4,372,268
	2 積 立 金	4,407,473	134,978	4,542,451
歳 出 合 計		9,377,987	△463,268	8,914,719

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 水源環境保全・再生事業費			千円 233,097
	1 保全・再生事業費		233,097
		森林環境調査費	33,664
		水源林土壌保全対策事業費	199,433



## 令和5年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計 補正予算（第1号）

令和5年度神奈川県介護保険財政安定化基金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ554万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険財政 安定化基金		千円 5,801	千円 △5,542	千円 259
	1 財 産 収 入	5,800	△5,542	258
歳 入 合 計		5,801	△5,542	259

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険財政 安定化費		千円 5,801	千円 △5,542	千円 259
	1 積 立 金	5,801	△5,542	259
歳 出 合 計		5,801	△5,542	259

## 令和5年度神奈川県国民健康保険事業会計 補正予算（第1号）

令和5年度神奈川県国民健康保険事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75億4,383万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,251億7,651万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業収入		千円 717,632,686	千円 7,543,833	千円 725,176,519
	1 分担金及び負担金	256,893,272	△1,111,403	255,781,869
	2 国庫支出金	187,145,374	149,783	187,295,157
	3 財産収入	11,759	△10,759	1,000
	4 繰入金	54,055,698	4,860,450	58,916,148
	6 繰越金	—	3,655,762	3,655,762
<b>歳 入 合 計</b>		<b>717,632,686</b>	<b>7,543,833</b>	<b>725,176,519</b>

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		千円 717,632,686	千円 7,543,833	千円 725,176,519
	1 国民健康保険事業費	717,450,594	762,720	718,213,314
	2 貸付金	150,000	170,000	320,000
	3 積立金	22,092	1,221,113	1,243,205
	4 予備費	10,000	5,390,000	5,400,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>717,632,686</b>	<b>7,543,833</b>	<b>725,176,519</b>



## 令和5年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計 補正予算（第1号）

令和5年度地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12億5,096万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,711万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債変更」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院機構資金収入		千円 6,178,079	千円 △1,250,962	千円 4,927,117
	1 貸付金収入	3,598,079	△25,962	3,572,117
	2 県債	2,580,000	△1,225,000	1,355,000
歳入合計		6,178,079	△1,250,962	4,927,117

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 病院機構資金		千円 6,178,079	千円 △1,250,962	千円 4,927,117
	1 貸付金	2,580,000	△1,225,000	1,355,000
	2 公債費	3,598,079	△25,962	3,572,117
歳出合計		6,178,079	△1,250,962	4,927,117

第 2 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(衛生債) 病院機構資金貸付金	千円 2,580,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる公 的資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 繰入金又 はその他	千円 1,355,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。 ただし、 利率 見直し 方式で 借り入 れる公 的資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 繰入金又 はその他

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		

## 令和5年度神奈川県県営住宅事業会計 補正予算（第2号）

令和5年度神奈川県県営住宅事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億4,415万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251億2,494万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債変更」による。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業収入		千円 25,969,095	千円 △844,151	千円 25,124,944
	1 事業収入	9,636,347	△451,615	9,184,732
	2 使用料及び手数料	828,545	△48,450	780,095
	3 国庫支出金	3,443,435	20,071	3,463,506
	4 財産収入	433,726	△364,453	69,273
	6 繰越金	1,000	192,599	193,599
	7 諸収入	32,691	△9,303	23,388
	8 県債	6,750,000	△183,000	6,567,000
歳 入 合 計		25,969,095	△844,151	25,124,944

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営住宅事業費		千円 25,969,095	千円 △844,151	千円 25,124,944
	1 住宅費	18,797,617	△334,390	18,463,227
	2 積立金	1,015,732	△406,682	609,050
	3 公債費	6,153,746	△103,079	6,050,667
歳 出 合 計		25,969,095	△844,151	25,124,944

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 県営住宅事業費			千円 4,583,548
	1 住宅費		4,583,548
		県営住宅整備事業費	4,437,350
		県営住宅用地取得造成費	146,198

第 3 表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 県営住宅整備事業費	千円 6,750,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る公的 資金に ついて は、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 繰入金又 はその他	千円 6,567,000	借入先 財務省、 銀行又は その他  借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。  借入時期 令和5年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。  その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもっ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、 利率見 直し方 式で借 り入れ る公的 資金に ついて は、利率 の見直 しを行 った後 におい ては、 当該見 直し後 の利率 とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。  償還財源 繰入金又 はその他



起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	起債にかえることができる。この場合長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		



## 令和5年度神奈川県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度神奈川県流域下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和5年度神奈川県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（前回までの累計額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 流域下水道事業収益	29,027,464千円	△ 6,108,713千円	22,918,751千円
第1項 営業収益	14,497,618千円	△ 3,237,489千円	11,260,129千円
第2項 営業外収益	14,529,846千円	△ 2,871,224千円	11,658,622千円
	支 出		
第1款 流域下水道事業費用	30,565,848千円	△ 6,108,713千円	24,457,135千円
第1項 営業費用	29,441,846千円	△ 6,173,295千円	23,268,551千円
第2項 営業外費用	410,202千円	64,582千円	474,784千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21億7,173万8千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17億4,692万8千円」に、「当年度分損益勘定留保資金21億7,113万1千円」を「当年度分損益勘定留保資金17億4,632万1千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（前回までの累計額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	7,479,240千円	△ 1,722,591千円	5,756,649千円
第1項 企業債	1,453,000千円	△ 420,000千円	1,033,000千円
第2項 負担金	1,591,053千円	△ 420,594千円	1,170,459千円
第3項 国庫補助金	3,845,802千円	△ 1,306,807千円	2,538,995千円
第4項 他会計補助金	589,385千円	424,810千円	1,014,195千円

支 出

第1款 資本的支出	9,650,978千円	△ 2,147,401千円	7,503,577千円
第1項 建設改良費	7,479,847千円	△ 2,147,401千円	5,332,446千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条中限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	千円 1,453,000	千円 1,033,000

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中 「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31億4,866万円」  
を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31億677万円」に改める。

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 令和5年度神奈川県電気事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度神奈川県電気事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和5年度神奈川県電気事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億5,398万3千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億5,148万円」に、「過年度分損益勘定留保資金13億5,970万7千円」を「過年度分損益勘定留保資金13億5,720万4千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）		（前回までの累計額）	（補正予定額）	（計）
		収	入	
第1款	資本的収入	704,888千円	2,503千円	707,391千円
第4項	補助金	84,574千円	2,503千円	87,077千円

令和6年2月13日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

